

第16回自然環境部会 諮問案件

白山国立公園

公園区域及び公園計画の変更



白山国立公園の概要

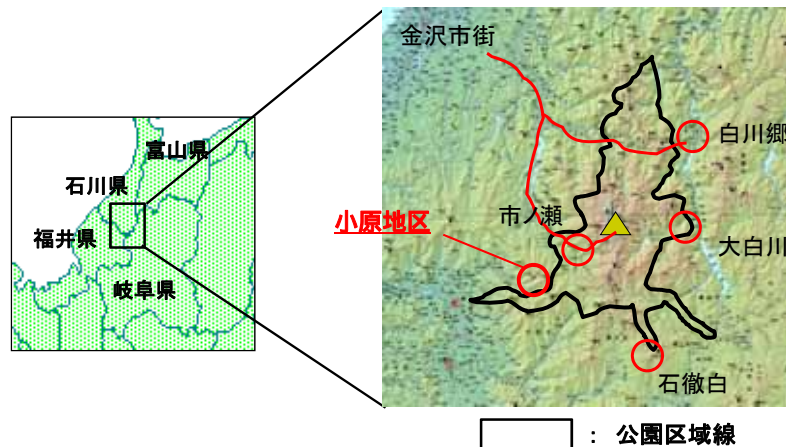
主峰を中心とする優美な火山景観、高山植物の大群落、山腹のブナ林、飛翔するイヌワシなどの大型猛禽類、ツキノワグマなどの大型哺乳類など、原生の状態を保つ自然性の高い山岳公園



白山国立公園の概要



- 指定 昭和37年11月12日
- 面積 47,700ha



白山国立公園の概要



● 経緯

- 昭和37年：国立公園指定、公園計画の決定
- 昭和53年：公園区域と公園計画の全般的な見直し(再検討)
- 昭和61年：第1次点検
- 平成21年：第2次点検
- 平成22年：一部変更
(生態系維持回復計画の追加)

変更のポイント



①福井県勝山市小原地区を公園区域に編入

・大長山、赤兎山、経ヶ岳等に囲まれた集水域で、原生の状態が保たれた日本海型のブナ林等、既存の白山国立公園の公園区域と同等の資質を持つ2,200haを編入。

②車道及び歩道周辺を第2種特別地域とする

・車道及び歩道の周辺については、風致維持を図るため第2種特別地域とし、それ以外は第3種特別地域とする。

③車道、歩道、園地等の利用施設計画を追加

・小原地区から取立山、大長山、赤兎山、法恩寺山等に至る登山道や利用拠点の適正な利用を図る。
・白山へ登拝するための越前禅定道を、自然環境と一体となった地域の重要な歴史文化資源として再評価して適正な利用を図る。

面積の増減



変更前	変更後	面積の増減
47,700ha 特別保護地区 : 17,857ha 第1種特別地域 : 2,582ha 第2種特別地域 : 7,469ha 第3種特別地域 : 19,792ha	49,900ha 特別保護地区 : 17,857ha 第1種特別地域 : 2,582ha 第2種特別地域 : 8,403ha 第3種特別地域 : 21,058ha	+2,200ha 特別保護地区 : 0ha 第1種特別地域 : 0ha 第2種特別地域 : 934ha 第3種特別地域 : 1,266ha

福井県勝山市小原地区



大長山

赤兎山

経ヶ岳から大長山方向
(稜線より左が拡張区域)

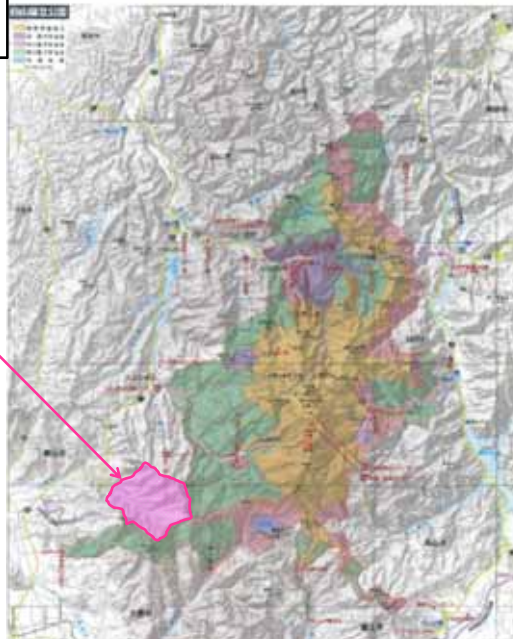
大長山(左)と赤兎山(右)
(稜線より左が拡張区域)

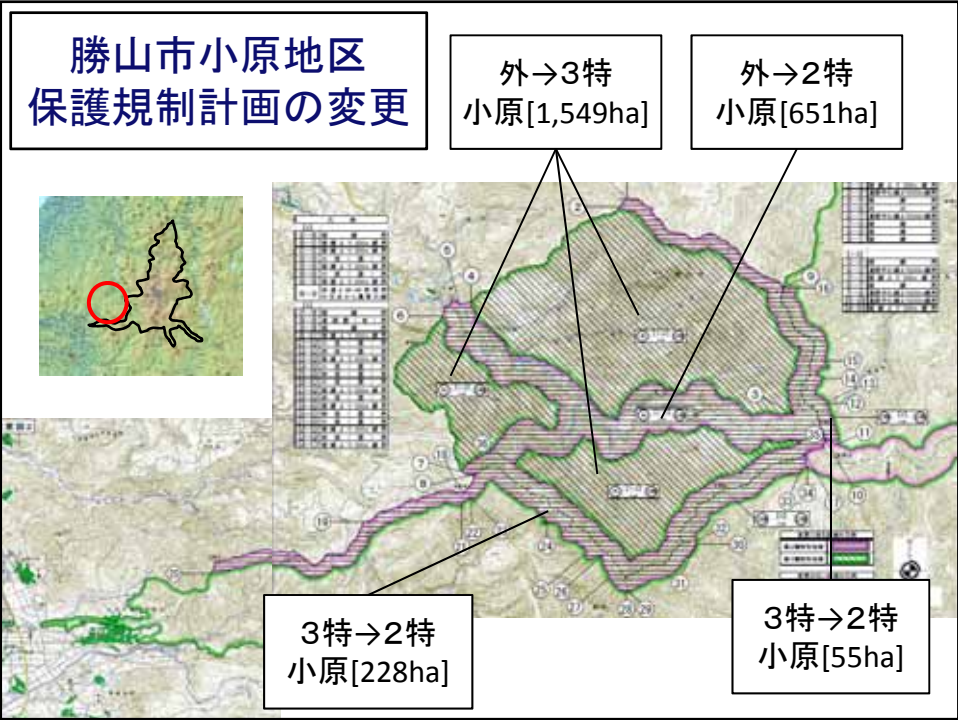
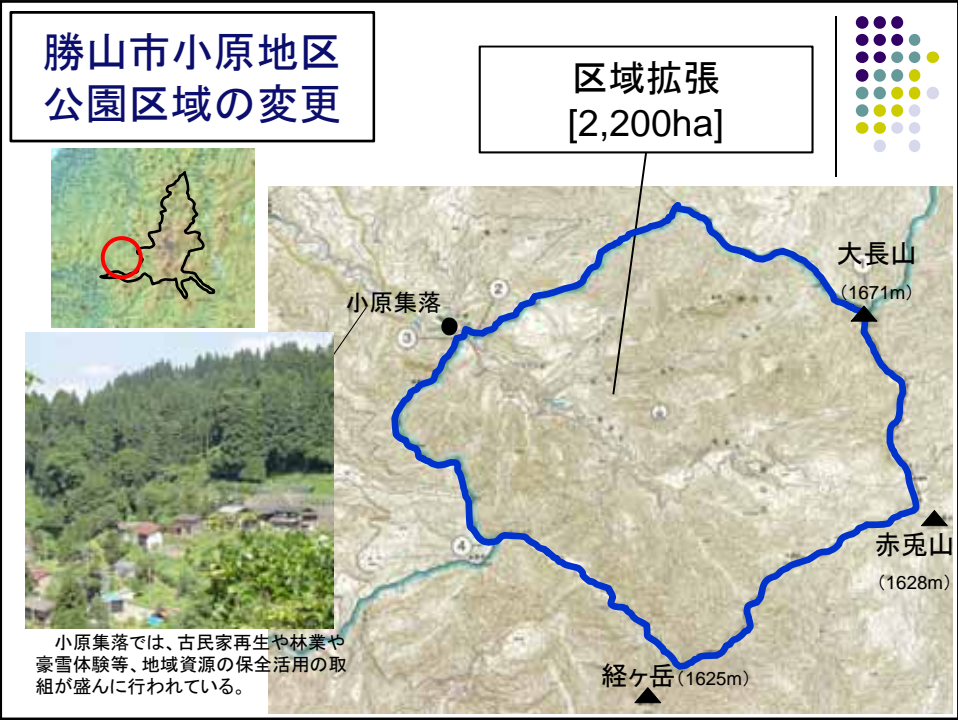


勝山市小原地区 公園区域

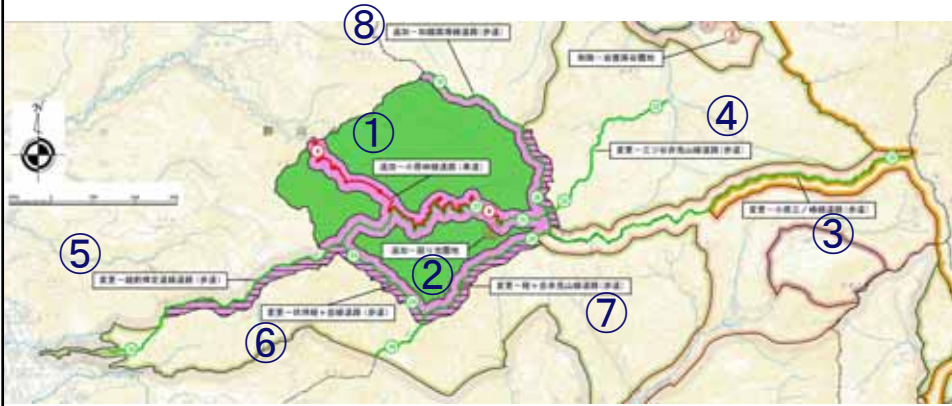


公園区域編入
(2,200ha)





福井県勝山市 利用施設計画の変更(全体図)



福井県勝山市 利用施設計画の変更①②



福井県勝山市 利用施設計画の変更③



変更—小原三ノ峰線道路(歩道)



福井県勝山市 利用施設計画の変更④



変更—三ッ谷赤兎山線道路(歩道)



福井県勝山市 利用施設計画の変更⑤

変更—越前禪定道線道路(歩道)



福井県勝山市 利用施設計画の変更⑥

変更—伏拝経ヶ岳線道路(歩道)



福井県勝山市 利用施設計画の変更⑦

変更—経ヶ岳赤兎山線道路(歩道)



経ヶ岳赤兎山線道路(歩道)



福井県勝山市 利用施設計画の変更⑧

追加—加越国境線道路(歩道)



市ノ瀬 集団施設地区の変更



市ノ瀬整備計画区
[17.2ha]



市ノ瀬デジタルセンター



【区域追加】
岩屋俣谷整備計画区
[77.4ha]



岩屋俣谷園地

岩屋俣谷園地の利用施設計画は削除し、集団施設地区と一体的に管理

石川県白山市 利用施設計画の変更



白山室堂園地



変更：白山室堂(園地)
(石川県 → 石川県及び岐阜県)

石川県 岐阜県



園地の事業決定範囲が石川県に加えて、岐阜県に係ることが判明したため、公園計画上の位置に関する記載を変更

白山国立公園の拡張等を受けた 今後の取組



- 越前禅定道や小原地区を活用して、エコツーリズムの定着など白山国立公園における多様な利用を推進する。適正な利用を推進するために、核心部に至る歩道や登山口等の施設整備を進める。
- 白山国立公園の原生的な自然を保全するため、外来植物対策などを引き続き推進する。
- 白山国立公園指定50周年(平成24年)も契機とし、国立公園の管理・運営について関係団体と連携した取組を一層推進し、魅力的な国立公園をつくる。